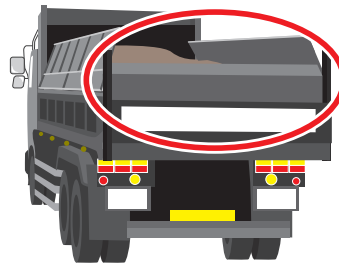


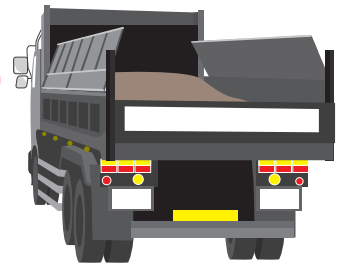
過積載

過積載は事故を起こしやすく、運転者本人はもちろん、他人を巻き込む極めて危険な行為です。過積載をするための「さし枠」など、改造行為も絶対にやめましょう。

- ① 積み込みすぎによる過積載
- ② 不正改造車による過積載
- ③ 目的外使用車による過積載



さし枠のあるダンプカー



さし枠のないダンプカー

過積載運行を行うと…

制動距離が長くなる

とっさの行動ができず、重大事故に直結します

積載物が転落する

歩行者、通行車両を巻き込むおそれがあります

車両の傷みが早い

故障による事故が発生するおそれがあります



違反すると…

運転者への処罰

6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金

過積載車両の運転要求行為の禁止

6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

過積載をなくすために…

運転者は

過積載運行は、違法行為であり、非常に危険で交通事故を起こしやすいことを自覚することが必要です。

使用者・荷主・荷受人は

運転者が過積載運行を行わないように努めなければなりません。無理のない運行計画を作成すると共に、運転者に対する指導を適切に行う必要があります。